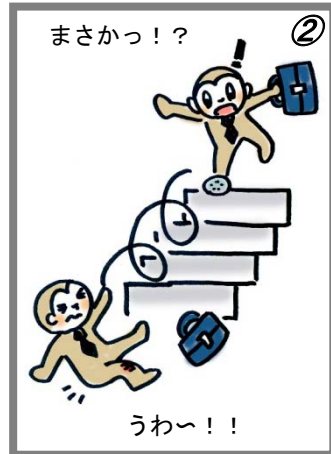


1分間でサルでもわかる!?

『まんが de 人事労務』

<その3>『通勤中のケガも労災?』



サル吉君、実は仕事中のケガだけが労災ってわけじゃないのさ!
自宅と会社を往復する間、いわゆる通勤中にケガをした場合も
『通勤災害』として労災になるんだよ。



人事労務のプロ
『サルの社労士』

入社2年目
サラリーマン
『サル吉』
(さるきち)



通勤中の災害も労災なの?

労災っていうくらいだから労働中(仕事)中の災害だけじゃないの?

なかなか鋭い意見だね!サル吉君!
確かに、『通勤災害』は労災と関係ないって思ってる人が多いみたいだけど、
法律でもちゃんと認められているんだよ。
会社で仕事する為に“通勤”しているわけだから、補償が必要って考え方なのさ!



なるほど!じゃあ、会社帰りの飲み会で酔っぱらって、
転んでケガした時も労災がおきるから安心だね(笑)

おいおい、サル吉君!
通勤災害といっても、通勤中のケガが全て認められるわけではないよ・・・(汗)
移動の経路を『逸脱』したり『中断』した場合は、労災にならないんだよ。



『いつだつ』って何? 『ちゅうだん』ってどういうこと?

わかりやすく説明すると、通勤の途中で

いつも通っている通勤ルートからそれる事を『逸脱』といい、
通勤とは全く関係のない行為を行なう事を『中断』というんだ。
例えば、会社帰りに自宅と逆方向にある友達の家へ寄り道したり、居酒屋で
同僚と飲んでから帰る場合などは、合理的な通勤経路とは認められないのさ。



やっぱり飲み会はさすがにダメかー (笑)
でも、通勤途中でどうしても用事がある時も認められないの？

またまたいいところに気がついたね！

実は例外もあって、日用品を購入するなどの「日常生活上必要な行為」や、
駅のトイレを使用するような「ささいな行為」に該当する場合は、通勤中として
認められるケースもあるんだよ。

『通勤災害』って簡単そうに見えるけど、実際はかなり細かくて奥が深いんだ。
サル吉君もしっかり復習しておいてね！



専門書を買って復習しよーっと！
じゃあ今日は会社帰りに本屋へ寄り道しなきゃね (笑)

通勤災害は、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）に以下の通り定められています。

<労災保険法・第7条2項> 『通勤の定義』

通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- 一 住居と就業の場所との間の往復
- 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

<労災保険法・第7条3項> 『逸脱・中断・例外等について』

労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

他、施行規則には「通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病」の規定あり。



“中小企業の人事労務”は『ヤマダ総合公認会計士事務所・人事労務事業部』へ！

ご依頼・お見積りの作成等はこちらへどうぞ⇒ info@yamadasougou.co.jp

